

# 水城高等学校いじめ防止基本方針

水城高等学校

## 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

### (2) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (3) 学校および職員の責務

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にその問題に対応し、解消を図るとともに、その再発の防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ア 未然防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つに「安心して通学できる学校環境作り」を掲げ、いじめの防止・発見に組織的に取り組む。
- (イ) 全校集会・講演会・HR活動を通し、通年で道徳心の涵養や集団の規範意識を高める努力をする。
- (ウ) 外部の講師を招いて、いじめや情報機器を使用する際の情報モラルを含めた安全講話を実施し、生徒の意識向上を図る。
- (エ) 教職員研修の充実により教職員の意識の向上を図ると共に、教職員の言動からいじめを誘発・助長することのないように注意を払う。
- (オ) カウンセリング体制の整備と生徒および保護者への周知徹底を行う。カウンセリングを希望する生徒は、直接カウンセリング室に赴いたり、担任や担当教員を通じて予約できる他、ホームページ上で予約を入れることもできるように、窓口を広げておく。

## イ 早期発見のための措置

- (ア) いじめが深刻化する前に認知し適切な対応がとれるよう、日頃から生徒と接する機会を多く持ち、個別面談を定期的実施し、生徒の抱える問題や悩み、人間関係を理解するよう努める。
- (イ) 保護者との学級懇談会や個別面談を通して、生徒がいじめの被害をうけていないか、いじめの問題が起きていないか、広く情報の収集を行う。
- (ウ) アンケート調査を実施し、生徒の日常の状況を把握し、問題となる行動が起きていないか発見するよう努める。
- (エ) スクールカウンセラーと担任が連携し、問題の早期発見や被害者のケアに対応する。保護者との連絡も密にし、対応への協力を求める。

## (2) いじめに対応する組織・発生時の措置ア 組織の設置

- (ア) いじめ防止と対応の組織として、校長・教頭・生徒指導部教員、学年主任、スクールカウンセラー、で構成する「校内委員会」を設置する。必要に応じ外部委員として顧問弁護士に加わってもらう。
- (イ) 校内委員会の役割は次のとおりとする。
  - ・教職員研修会や職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
  - ・全校集会・講演会・HR 活動を通し、生徒の道徳心の涵養や集団の規範意識を高める活動を企画する。
  - ・ホームページ等を通して、いじめ防止への取り組みについて学校評価を発信する。
  - ・いじめが発覚した場合、またはいじめの疑いが生じた場合、事実把握と問題解決のために指導体制を組織し指揮する。

## イ いじめに対する措置

- (ア) いじめが発覚した段階で、被害者保護を優先した対策をとる。また被害者の保護者に連絡をとり、状況説明をし、協力を要請する。
- (イ) 加害者、被害者、および周辺の生徒などから十分な聞き取り調査を行い、実態の把握を行う。
- (ウ) 加害者に対しては、速やかにいじめをやめさせ、再発防止に努める。いじめの内容に応じた指導を決定し、加害者保護者に伝えた上、指導を行う。
- (エ) 校内だけで解決が困難な場合には、弁護士や警察など外部機関からの助言や協力を仰ぐ。

### (3) 重大事態への対処

生命・身体または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。対応には前述の「校内委員会」構成員を中心として当たり、必要に応じて顧問弁護士やその他校長が認めた専門的知見を有するものに加わってもらう。

- ア 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- イ 重大事態が発生した旨を、茨城県総務部総務課私学振興室を通じて茨城県知事に報告する。また重大事態の事実確認の調査結果も、同様に報告する。
- ウ いじめの被害を受けた生徒や情報を提供した生徒を保護する措置を講ずる。
- エ いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせると共に、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。
- オ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。
- カ いじめの被害を受けた生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰への支援や学習支援を行う。
- キ 当該事態の事実真挚に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ア いじめの未然防止・早期発見に関する取り組みについて
- イ いじめへ対処するための取り組みについて
- ウ いじめの取り組みについての関係機関との連携について

以上の評価を通して、いじめへの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや学校の基本方針等について体系的に見直し、必要に応じて年間計画等の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取り組みについて検証する。